

議案第30号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成29年 2 月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成4年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし，第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため，同項の規定により，同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託すること

ができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業（つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。）を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、同条第5号中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改め、同号を同条第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項を次のように改める。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）のある」に改める。

第8条の3第1項中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第4項を次のように改め

る。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第11条中「介護休暇」の次に「，介護時間」を加える。

第15条第1項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第15条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、つくば市職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

(つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）」に改め、「当該職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため」の次に「、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期

間」という。)内において」を,「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため,要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに,連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は,平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前のつくば市職員の勤務時間,休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって,この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後のつくば市職員の勤務時間,休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については,任命権者は,規則の定めるところにより,初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成4年つくば市条例第13号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
第1条・第2条（略） <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u> （育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の3（略）</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 <u>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業（つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。）を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>ア 死亡した場合</u> <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u> <u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u> <u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る</u>	第1条・第2条（略） （育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の2（略）</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 <u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業（つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。）を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u>

家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)－(6) （略）

第4条－第9条 （略）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 （略）

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)－(5) （略）

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（第3条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。）により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) （略）

第11条－第17条 （略）

（部分休業の承認）

第18条 （略）

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時

(2)－(5) （略）

第4条－第9条 （略）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 （略）

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)－(4) （略）

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（第3条第4号に規定する育児休業等計画書をいう。）により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) （略）

第11条－第17条 （略）

（部分休業の承認）

第18条 （略）

2 勤務時間条例第14条の規定により特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

間を超えない範囲内で行うものとする。

第 1 9 条 （以下略）

第 1 9 条 （以下略）

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
第1条－第8条（略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の	第1条－第8条（略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある 職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある 職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の

ある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9条・第10条 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及

ある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者

で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9条・第10条 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇 及

び組合休暇とする。 第 1 2 条—第 1 4 条 （略） （介護休暇） 第 1 5 条 <u>介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護休暇の期間は、指定期間</u> <u>内において必要と認められる期間とする。</u> 3 （略） （介護時間） 第 1 5 条の 2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> 3 <u>介護時間については、つくば市職員の給与に関する条例第 17 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</u> 第 1 6 条 （略） （療養休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇の承認） 第 1 7 条 療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇、介護時間</u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 第 1 8 条 （以下略）	び組合休暇とする。 第 1 2 条—第 1 4 条 （略） （介護休暇） 第 1 5 条 <u>介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>連続する 6 月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。 3 （略） 第 1 6 条 （略） （療養休暇、特別休暇、介護休暇<u> </u>及び組合休暇の承認） 第 1 7 条 療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇<u> </u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。 第 1 8 条 （以下略）
---	--

つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
第1条－第18条（略） （給与の減額） 第19条 職員が勤務しないときは、休日であるとき、休暇によるとき、その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認があったとき（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。</u>）、 <u>介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u> <u>又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u>の承認を受けて勤務しないときには、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 第20条（以下略）	第1条－第18条（略） （給与の減額） 第19条 職員が勤務しないときは、休日であるとき、休暇によるとき、その他その勤務しないことにつき特に管理者の承認があったとき（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（<u>当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの</u> <u>の介護をするため</u> <u>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）</u> <u>の承認を受けて勤務しないときには、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> 第20条（以下略）